

問題 1

(解答)

項目		当期末 残高	翌期以降の回収可能性	
			X2年3月期	X3年3月期
課税所得				
	税引前当期純利益		1,000	1,200
加算				
	貸倒引当金		600	650
減算				
	貸倒引当金		△ 700	△ 600
	課税所得		900	1,250
一時差異等加減算前課税所得				
	X1年3月期末に存在する将来減算一時差異の解消見込			
	貸倒引当金	700	(700)	(0)
	一時差異等加減算前課税所得		(1,600)	(1,250)

問題 2

(解答)

- ① ○(△) ②× ③× ④○ ⑤×

問題 3

(解答)

- (分類 1)の企業では、原則としてすべての将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性のあるものとされています。しかしながら、現在、実務にばらつきがみられるということから、税効果会計に係る会計基準の一部改正等において、「原則として」と付すこととされました。

なお、現行基準において、回収可能性指針の ASBJ のコメント対応 No.g1 においては以下のような考え方が示されています。

【コメント No.g1】

(分類 1)に該当する企業において、一部のスケジューリング不能な将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しないことが引き続き認められるものかどうか、結論の背景等で明示すべき。

【コメント対応 No.g1】

企業の分類に応じた取扱いは、企業を 5 つに分類した上で、当該分類に応じた繰延税金資産の計上額を定めている。この点、ある分類の要件を満たす企業において、回収が見込まれるとされる繰延税金資産の計上額を、個々の企業の裁量で決定できる場合、企業間の比較可能性が著しく阻害される可能性がある。このため、本公開草案の提案を変更しないこととした。

2. 回収可能性指針においては、66号と同じく、課税所得による回収可能性の判断のほか、将来加算一時差異を原資とすることで回収可能性を判断する定めが設けられています。

すなわち、（一時差異等加減算前）課税所得による回収可能性を判断するステップに先立ち、スケジューリングされた将来加算一時差異と将来減算一時差異を年度ごとに相殺するステップが設けられています。このため、課税所得の見積期間にかかわらず、（分類5）であっても将来加算一時差異による回収可能性を見込むことができるものと考えられます。

問題4

（解答）

1. 過去（3年）及び当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減しており、かつ、過去（3年）及び当期のいずれの年度においても重要な税務上の欠損金が生じていないときには、過去（3年）及び当期に税務上の欠損金の期限切れの事実又はその見込みがない限り、その企業は（分類3）に分類されます。ただし、このような状況の場合、将来の合理的な課税所得の見積期間については検討を要します。
2. （分類3）の要件をすべて満たしているのであれば、（分類4）とされることはないものの、将来の合理的な見積可能期間は、個々の企業の業績予測期間、業績予測能力、当該企業の置かれている経営環境等を勘案した結果、5年以内のより短い期間となる場合があるとされている（回収可能性適用指針25項）ことから、将来の合理的な見積可能期間を5年以内のより短い期間にすることを検討する必要があります。